Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

伊達市は、北海道の中央南西部に位置し、間に壮瞥町を挟んだ飛び地となっており、東は登別市、白老町、千歳市、西は喜茂別町、留寿都村、洞爺湖町、南は室蘭市、北は札幌市と隣接しており、面積は 444.21 ㎢となっております。また市域は、伊達地区が東西約 17.3 ㎞、南北約 18.5 ㎞、大滝区が東西約 16.45 ㎞、南北約 27.25 ㎞で、飛び地の直線距離は最短で約 6.8 ㎞となっております。

まず、地形について、伊達地区は各河川沿いに低平地、その背後に扇状地斜面、丘陵性台地及び火山性山地を形成しており、大滝区は、南北に貫流する長流川に沿って丘陵地が数条の沢により分布し、南東部は緩傾斜、西部は急傾斜地帯で、長流川流域の一部と尻別川上流の一角に僅かに平坦部が点在している状況にあります。

次に、気候について、噴火湾（内浦湾）に面する伊達地区は津軽海峡を通過する対馬海流の影響を受けるため四季を通じて温暖である一方、内陸部の大滝区は気温の日較差、年較差の大きい内陸性の気候となっております。

また、交通について、伊達地区はＪＲ室蘭本線と平行して東西に走る国道 37 号線と、長和から北へ向かう国道 453 号線、平成４年に開通した北海道縦貫自動車道の伊達インターチェンジ等により、道道、市道とが効率的に接続した道路網を形成しています。一方、国道 453 号線で伊達地区と繋がる大滝区は、国道２路線、道道２路線が近隣市町村と連絡し、市道や林道、農道を経て、大滝区内の細部を結んでいますが、舗装等の整備が十分でない状況にあります。また、昭和 61 年に国鉄胆振線が廃止になってから代替バスが運行されていますが、その本数も少なく不便を強いられている状況にあります。

そして、伊達市の森林面積は 32,111ha で、総面積の約 70％を占めています。また、民有林面積は 13,658ha で、その内、市有林は 2,301ha、市有林を除く民有林が 11,357ha となっており、これらの森林について、所在地区の特性に合わせた整備を推進します。

まず、有珠地区は支笏洞爺国立公園内にある有珠山を中心とした緩傾斜地の丘陵地帯となっており、麓では果樹園地を中心に農地が広がっている他、採石を目的とした林地開発行為も集中している地域となっています。当地区は、昭和 52 年の有珠山噴火により農地 1,413ha、保安林 320ha、普通林 275ha の被害を受けたことから、有珠山麓周辺を土砂流出防備保安林に指定し、災害防止のための治山事業を積極的に行った地域でもあるため、主に保安林整備事業による保育、間伐等を行い、山地災害防止機能の高い森林の整備を推進します。

長和地区は、大平町と長和町、上長和町の境に帯状に伸びた急傾斜地と有珠山東斜面からなる天然林等を中心とした森林で形成されています。有珠地区と同様に、昭和 52 年有珠山噴火を機に保安林が数多く指定され、治山事業が積極的に行われた地域であるため、良質な森林を整備し、山地災害防止機能を高めていきます。

関内地区は、天然林が数多く分布している地域であり、良質の天然林については天然林改良を、生産性の低い粗悪な天然林については造林事業を導入し、良質な森林を整備します。

東地区は、市街地の近くに位置し、環境緑地保護地区や鳥獣保護区等が存在し、景観が良く、市民の憩いの場となっている地区です。また、当地区には市有林が集中していることから、近年では造林や保育等の森林整備にも力を注いでいます。

稀府・黄金地区は、当市の南東に位置し、稀府岳自然景観保護地区や地域の水資源となる水源涵養保安林等、環境に恵まれた緑豊かな地区であり、森林資源の保全と良質な森林整備を推進します。

大滝区には、本市所有林の７割が存在し、その大半が天然林の生産性が低い二次林ですが、カラマツ、トドマツなどを中心とした育成途上の人工林も多く存在することから、補助事業等を活用した作業道整備の推進と併せ、森林機能に応じた施業を積極的に推進します。

尚、林業事業の体制について、現在の森林施業は森林組合が大半を行っており、生産材の販売についても森林組合を通じ、他市町村の製材工場、製材業者へ出荷しています。

また、生産材の体制については、森林所有者、素材生産業者との協定により、施業の共同化・協業化等により出材ロットを拡大し、生産コストの低減を図っています。

加えて、長期的視野からみた森林資源の充実と保続、さらに地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などの恐れがある箇所については、山地災害防止機能の高い森林への整備が肝要です。

また、森林に対するニーズの多様化と高まりに応じて、森林の有する木材生産、水源涵養、国土保全等の諸機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、森林資源の整備充実を積極的に推進する必要があります。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、国土の保全、水資源の涵(かん)養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効率的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施やリモートセンシング及び森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵(かん)養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持推進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持推進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の維持推進を図るための森林整備及び保全を維持すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵(かん)養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地の面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した設備が整備されているなど、精神的・文化的知的向上等を促す場としての森林 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備

				にまたがり特有の生物が生息・生育する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	を推進する。また、史跡・名勝天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
		生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
			保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し希少な野生生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
		特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

ア　長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ　森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹

種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ　種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。